

総社市低所得の妊婦に対する

初回産科受診料助成支援事業のご案内



出産を迎えるために、妊婦さんの健康と赤ちゃんの成長を確認することはとても大切です。総社市では、低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るため、初回産科受診料の助成を行い、市が医療機関と連携して支援を行います。

【対象者】

初回産科受診時及び申請時に、総社市民で以下のすべてに該当する人

- ① 市民税非課税世帯に属する妊婦又はこれと同等の所得水準であると認められる妊婦
- ② 妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行うため、受診した医療機関と市が連携して支援を行うことに同意する妊婦

【助成内容】

初回産科受診料助成金額 上限 10,000円

*妊娠判定に要する問診、診察、尿検査及び超音波検査(医療機関等が必要と判断した場合に限る)にかかる費用を助成する。

*1回の受診当たり上限1万円とし、同一年度2回まで。

*同一妊娠において、1回目の受診で妊娠判定ができず再診の場合も助成対象とする。

【申請の流れ】 ※同一年度内に申請すること

(ただし3月15日～3月31日までの受診分は、翌年度の4月15日までに申請可能)。

- ① 医療機関を受診し、初回産科受診料を支払い、領収書・診療明細書を受け取った後本市こども家庭センターで必要書類を添付の上、申請をすることで、受診費用の助成を受ける。
- ② 本事業により助成を受けた妊婦に対し、支援計画を作成し、伴走型支援事業と一体的に実施する。

【申請に必要な書類等】

- ◆初回産科受診に要した費用に係る「領収書」及び「診療明細書」の写し
- ◆妊婦本人の名義の口座情報がわかるもの(通帳・キャッシュカード等)
- ◆世帯の課税状況の分かる書類(必要な方のみ)

【問い合わせ】

総社市こども家庭センター **☎0866-92-8261**

(総社市役所 こども課 母子保健係 西庁舎1階 35番窓口)

E-mail:kodomo@city.soja.okayama.jp